

## 加算等届出時の必要添付書類について

### ■新規指定申請の場合（新たに事業所を開設する場合）

下記加算等を算定される場合は、新規指定申請書類に必要書類を添付してください。  
ただし、新規指定申請書類と重複する書類については、追加の提出は不要です。

### ■変更の場合（既に指定を受けている事業所の場合）

- ・変更届出書（様式第2号）
- ・体制等状況一覧表

※上記に加え、下表の必要添付書類の提出が必要となります。

なお、算定開始月の前月 15 日（処遇改善加算は前々月末）までに来庁の上、届出いただく必要があります（要予約）

加算項目	必要添付書類
若年性認知症利用者受入加算	添付書類は不要です。
栄養改善体制加算	・資格者証（写）（未提出分） ・勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成）
口腔機能向上加算	・資格者証（写）（未提出分） ・勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成）
生活機能向上グループ活動加算	・生活機能向上グループ活動に係る計画（案） ・日常生活に直結した複数の活動項目案 ・生活機能向上グループ活動加算チェックシート（加算届出後の自主点検用シートですが、要件を満たす予定であるものとして記入・提出してください）
運動器機能向上体制加算	・資格者証（写）（未提出分） ・勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ・運動器機能向上加算チェックシート（加算届出後の自主点検用シートですが、要件を満たす予定であるものとして記入・提出してください）

<p>選択的サービス複数 実施加算</p>	<p>添付書類は不要です。 なお、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち、2種類以上を実施していなければ届出できません。</p>
<p>事業所評価加算の申 出</p>	<p>添付書類は不要です。 ※次年度の加算の申出は <u>10月15日</u>までに届出てください（過去に申出のある場合は除く）</p>
<p>サービス提供体制強 化加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算に関する届出書</li> <li>・人員要件確認表（サービス提供体制強化加算用）（職員の割合要件を満たしていることが確認できるものであれば別途任意様式可）</li> <li>・誓約書（サービス提供体制強化加算用）</li> </ul>
<p>介護職員処遇改善加 算</p>	<p>詳細は河内長野市高齢福祉課HP【介護予防・日常生活支援総合事業における介護職員処遇改善加算について】のページをご覧ください。（新規算定の場合、算定開始月の前々月末日までに届出が必要です。）</p>
<p>生活機能向上連携加 算（通所のみ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等（協定書を含む）の写し</li> </ul>

新設